

さ情審査答申第17号
平成16年4月12日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成14年11月14日付けで貴職から受けた、住民票コード（以下「本件対象個人情報」という。）の住民基本台帳ネットワークシステムへの外部提供の中止の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年9月12日付けさ大行市民収第693号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の外部提供の中止を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 国民総背番号制に反対する。異議申立人に番号を付けないで欲しい。
- (2) 学歴、職業、病歴、思想信条等まで管理されることを許すわけにはいかない。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）内の異議申立人の住民票コードの外部提供の中止を再度求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

本件対象個人情報等を県に提供することは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の5で、「市町村長は、住民票の記載、削除又は氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードの全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする」と規定されており、条例第7条第1項ただし書第2号「法令等の定めがあるとき」に該当し、適法な外部提供と認められる。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件において、異議申立人は「請求に係る個人情報の名称又は内容」を「住民票コードの削除」、「請求の区分」を「削除」と「中止」、「訂正等を求める内容及び根拠」を「住基ネットの外部提供の中止及び削除の請求」として、条例第25条第1項の規定により個人情報の訂正等の請求をしたものであり、本件請求に係る個人情報として、文言上は住民票コードしか記載していない。しかし、異議申立人が、住基ネットへの外部提供の中止を求めているのは、いわゆる本人確認情報（住基法第30条の5第1項にいう氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、それらの変更情報の所定6項目）全般についてであると解されるから、異議申立人の請求のうちの中止請求に係る本答申においては、本件対象個人情報を住民票コードを含む本人確認情報全般と特定して論を進めることとする。
- 2 条例第24条第3項は、条例第7条第1項に違反する場合に当該個人情報の利用等の中止請求権を認めるものであるが、条例第7条第1項は、個人情報を当該実施機関以外の外部に提供すること等を禁止する規定である。住民票コードは当該個人を示す個人情報であり、この住民票コードを住基ネットに接続することは住民票コードとともに付加された本人確認情報を通信回線による電子計算機の結合によってさいたま市から埼玉県に通知、提供することになるのであるから、条例第7条第1項の外部提供に該当することになる。

しかし、条例第7条第1項は、原則として個人情報の外部提供等を禁止しながらも、そのただし書で除外事由を列挙しており、ただし書第2号は「法令等に定めがあるとき」はこの限りでない、と規定している。そして、本件においては、異議申立人、実施機関とも直接には触れていないが、条例第8条の電子計算機の結合の制限規定も問題となり得ると考えられるところ、これにもただし書第1号に「法令等に定めがあるとき」とする除外

規定がある。

- 3 このような条例の規定に関して、実施機関たるさいたま市長は、住基法第30条の5は本件対象個人情報の都道府県知事への通知を義務付けているから、条例第7条第1項ただし書第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当するものと判断して、条例に規定する除外規定に該当するから、異議申立人の住基ネットへの本人確認情報の提供の中止請求には応じられない旨の決定をしたものである。
- 4 以上の問題に関し、当審査会は次のとおり判断する。

住基法第30条の5は第1項で「市町村長は、住民票の記載、削除又は………修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする」とし、同第2項で「前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする」と規定している。そして、当審査会で判断するに、この住基法第30条の5は、一種の義務規定であり、実施機関たる市町村長に対し住基ネットへの接続を義務付けている法規定と読み取れるのである。

異議申立人は、住民票コードについて、これは国民総背番号制であり、学歴、職業、趣味、思想信条等まで管理されることになるとして、異議申立人の部分だけは住民票コードを含む本人確認情報の外部提供を中止するよう求めているが、現在、住基ネットに接続されている本人確認情報は、住基法第30条の5第1項に規定されている氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの変更情報の6項目であって、学歴、職業、趣味、思想信条等の個人情報は付加されていないこと、また、異議申立人が指摘するように、仮に将来、そのような個人情報が付加情報とされる危険性が存するとしても、当審査会の役割が、条例に照らして、条例に基づきなされた処分の当否を判断することに存する以上、さいたま市長が住基法第30条の5の規定を「法令等の定めがあるとき」と判断し、条例第7条第1項ただし書第2号の除外事由に該当するとして、住基ネットへの接続を中止しない決定をしたことが条例上明らかに不当であるということとはできない。

しかしながら、住基ネットがいまなお有する個人情報保護の不備ないし危険性についてはつとに指摘されているとおりであり、大きな社会問題ともなっていることは周知のとおりである。さいたま市においては、住基ネットの安全面に対する対策として、総務省「電気通信回線を通じた送信または磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存

の方法に関する技術的基準」や住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」に基づき、平成14年8月に「さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム管理規程」、平成15年4月に「さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書」を策定し、想定される安全面の問題点について人的技術的な整備をし、システム停止を含む緊急措置を講じている。また、法制度としても、平成15年5月に個人情報保護法が成立し、平成17年4月1日から施行されることが決定した。しかし、条例の精神を尊重し、住基ネットの個人情報の安全を確保するためには、人的な面でも技術的な面でも、今後さらに十分な対応を期待したいと考えるものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件異議申立てに対して、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年11月14日	諮問の受理
②	同 年 12月 4日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 1月16日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 4月23日	審議
⑤	同 年 5月22日	審議
⑥	同 年 7月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 8月21日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑧	同 年 9月18日	審議
⑨	同 年 10月16日	審議
⑩	同 年 11月13日	審議
⑪	同 年 12月18日	審議
⑫	平成16年 1月22日	審議
⑬	同 年 2月19日	審議
⑭	同 年 3月11日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	鈴木久義	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)